札幌市資料館保存活用基本方針

平成 28 年 3 月 札幌市資料館保存活用検討委員会

目 次

Ι	17	はじめに	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
I	木	1.幌市資料館の概要																							3
-	1.	概要	•		•		•		•	•				•	•		•			•	•	•	•	•	3
2	2.	沿革・経緯	•		•					•															
3	3 .	利用状況と施設の課題	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	12
Ш	木	礼幌市資料館の価値																							
-	1 .	歴史的価値	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	17
2	2 .	建築的価値	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	17
3	3.	環境的価値	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	19
4	1.	活用価値	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	19
IV	伴	保存活用の基本方針																							20
-	1.	保存活用の方向性	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	20
2	2.	保存の考え方	•		•					•						•	•	•	•		•		•	•	21
3	3 .	活用の考え方	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	23
V	伴	保存活用に係る整備の方向性																							
-	1.	既存棟の改修	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	25
2	2.	増築棟の整備	•	•	•	•		•	•	•							•	•	•	•	•	•	•		26
3	3 .	周辺環境の整備			•			•	•	•							•	•	•		•				27
4	1.	実現に向けた手法	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	28
TΛΤ	3	と 施に向けての 課題																							20

I はじめに

札幌市資料館は、札幌控訴院(後の札幌高等裁判所)として、明治・大正期の建築技術を牽引していた司法省が、大正15年に建築した建物である。全国に8か所設けられた控訴院のうち、現存するのは札幌と名古屋のみとなっており、司法省控訴院建築の充実期を飾る数少ない遺構といえる。

昭和48年、裁判所の移転に伴い、札幌の歴史や文化に関する資料等を展示する札幌市資料館として 開館。以後、数回のリニューアルを経て、「ミニギャラリー」や「おおば比呂司記念室」、「刑事法廷展 示室」などが設置され、広く市民に利用されまた親しまれてきた。

また、平成9年には、北海道第1号の国の登録有形文化財に登録され、平成19年には、札幌景観資産に指定されるなど、文化財としての魅力や、大通公園になくてはならない景観資産としての魅力も発信してきた。

しかし、平成23年に行った耐震診断調査の結果、必要とされる耐震性能を満たしておらず、耐震改修が必要であることが判明した。また、平成26年、教育委員会から観光文化局に所管換えが行われ、札幌国際芸術祭2014の会場として使用するとともに、リノベーションに係るアイデアコンペが実施された。さらに、平成27年には、次回の札幌国際芸術祭の開催に向けた新たな活動拠点「SIAFラウンジ」と「SIAFプロジェクトルーム」が設置されるなど、札幌市資料館を将来的にも利活用していく動きが始まっているところである。

これらを受けて本年度は、改めて札幌市資料館の価値の整理を行うとともに、札幌国際芸術祭の拠点としていくことを踏まえた新たな保存活用の方針、耐震補強の方策などについて検討を行うため、有識者・専門家で構成する「札幌市資料館保存活用検討委員会」を平成27年11月に設置し、計4回にわたり様々な視点から議論を重ねてきた。

本方針は同委員会での議論の成果を取りまとめたものであり、今後の札幌資料館のあるべき姿に資することができれば幸いである。

平成 28 年 3 月

札幌市資料館保存活用検討委員会 委員長 角 幸博

<「札幌市資料館保存活用検討委員会」の構成>

(外部委員 五十音順)

氏 名	分 野	所 属 等
今村 育子	アート/地域イベント	アーティスト/札幌駅前通まちづくり㈱
片山 めぐみ	コミュニティデザイン/ 建築計画	札幌市立大学デザイン学部 講師
角 幸博	文化財建造物	北海道大学名誉教授/ NPO 法人歴史的地域資産研究機構(れきけん)代表理事
菊地 優	建築構造	北海道大学大学院工学研究院 教授
斉藤 雅也	建築環境	札幌市立大学デザイン学部 准教授

(内部委員)

	氏 名	所 属 等
大場	里樹	札幌市都市局建築部長
川上	佳津仁	札幌市観光文化局文化部長
熊谷	淳	札幌市観光文化局国際芸術祭担当部長

(事務局)

札幌市観光文化局国際芸術祭担当部

<「札幌市資料館保存活用検討委員会」の経過>

口	日 付	議 題 等
第1回	平成27年11月30日(月)	・事業概要・全体スケジュールの確認
		・札幌市資料館の概要と現状について
		・既往業務および構造に関する要旨について
		・保存活用および耐震改修検討にかかる留意事項について
第2回	平成28年1月21日(木)	・札幌市資料館の価値について
		・保存活用の考え方について
		・保存活用に向けた耐震補強の比較検討案について
第3回	平成28年3月1日(火)	・保存活用基本方針構成(案)について
		・保存活用の方向性・基本的な考え方について
		・耐震改修および増築の考え方について
第4回	平成 28 年 3 月 15 日 (火)	・札幌市資料館保存活用基本方針(素案)について
		・今後のスケジュールについて

Ⅱ 札幌市資料館の概要

1. 概要

札幌市資料館は、札幌控訴院(後の札幌高等裁判所)として、設計は司法省会計課、工事は部分請 負形式で大正 11 年(1922 年)に着工し、大正 15 年(1926 年)に竣工した。全国で 8 か所建設された 控訴院のうち、現存するのは札幌と名古屋のみである。裁判所の移転に伴い、昭和 48 年に札幌市資料 館として開館し、平成 9 年に国の登録有形文化財に選定された歴史的建造物である。

名 称:札幌市資料館(旧札幌控訴院) 所在地:札幌市中央区大通西13丁目

建築年: 大正 15年 (1926年)

構造:組積造(レンガ及び軟石)、鉄筋コンクリート造2階建

建築面積: 850 ㎡ 延べ床面積: 1,638 ㎡ 敷地面積: 7,120 ㎡

指定等:国登録有形文化財(平成9年(1997年)登録)

札幌景観資産(平成19年(2007年)指定)

用途地域:商業地区

景観計画重点区域:大通地区 風致地区:大通風致地区 第1種

所管 · 管理運觉

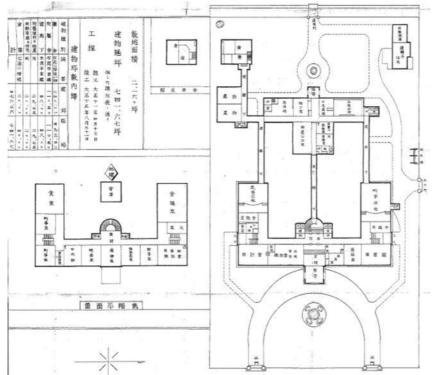


正面(東)外観



南側側面外観

// I H			
	所管部		指定管理者
札幌	市資料館	観光文化局国際芸術祭担当部	NTT 北海道グループ共同事業体



札幌控訴院庁舎新築平面図 (札幌控訴院竝管内裁判所一斑大正 15 年 9**3**月)



完成時の札幌控訴院



完成時の札幌控訴院裏面

<建築的な特徴>

外観はレンガ造と石造りを合わせた組積造だが、2階床の支持柱を鉄筋コンクリート造とする特殊な構造である。平面は、U字型で左右対称になり、正面中央に車寄せ玄関を設ける。重量感ある抑えた外観の意匠に特徴がある。建物正面の外観は明治後期のものに比べ凹凸や装飾が少なく、色合いも地味で全体的に抑制されたデザインとなっている。

大屋根の破風飾り、ポーチの軒周りと丸みを帯びた「札幌控訴院」の文字意匠、女神頭像、左右には 公平を表す天秤と正義を示す剣が彫られている。また、建物の正面に設けられた縦長の端正な両開き窓 や屋根窓の配列などは古典的な雰囲気を持っている。

内部のホールには半円形の平面を巻き込むように上る階段や半円形に突き出した階段室の青と黄色 の地に、赤がアクセントのステンドグラスなど、随所に大正モダニズムの息吹が感じられる。

【外部】











- ①女神 (テミス) 彫刻と文字意匠
- ②モチーフ (八咫の鏡)
- ③モチーフ (天秤と剣)
- ④1階の櫛形欄干を有する 両開き窓と2階二連窓
- ⑤外壁(札幌軟石)

【内部】



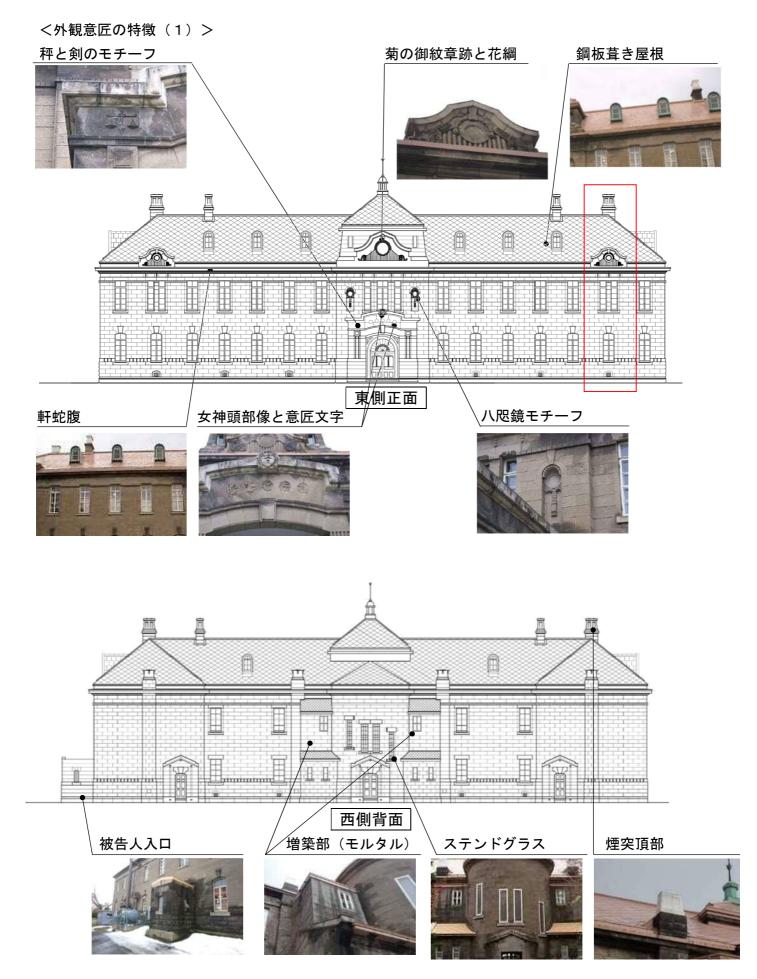


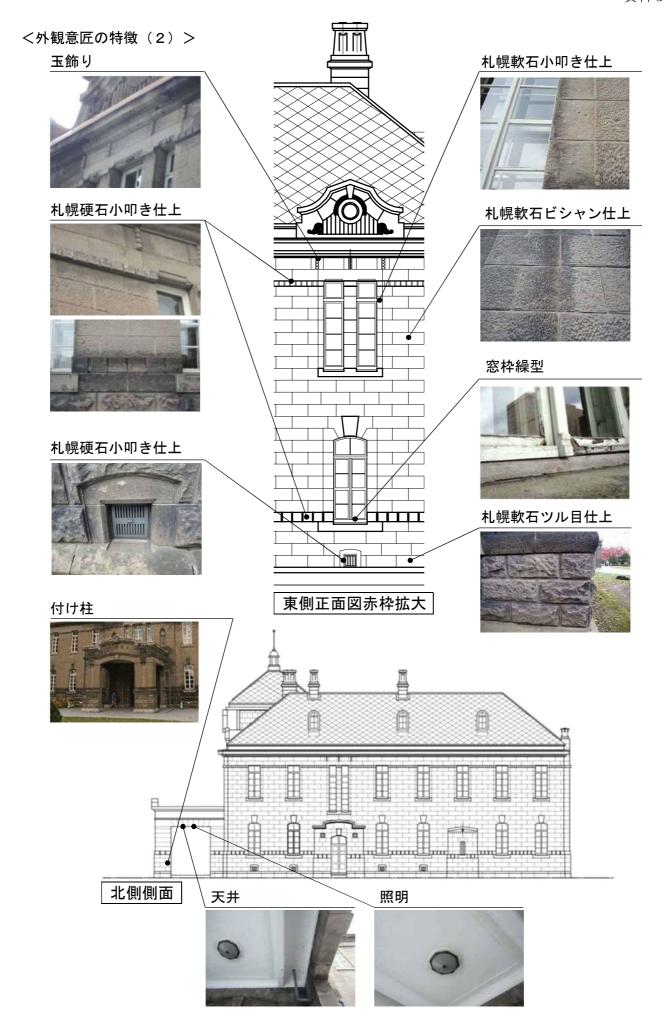






- ⑥玄関入って正面の曲線の階段
- ⑦ステンドグラス
- ⑧支持柱
- ⑨天井中心飾りと照明
- ⑩判事席背面の装飾
 - (八咫の鏡とギリシャ雷紋)

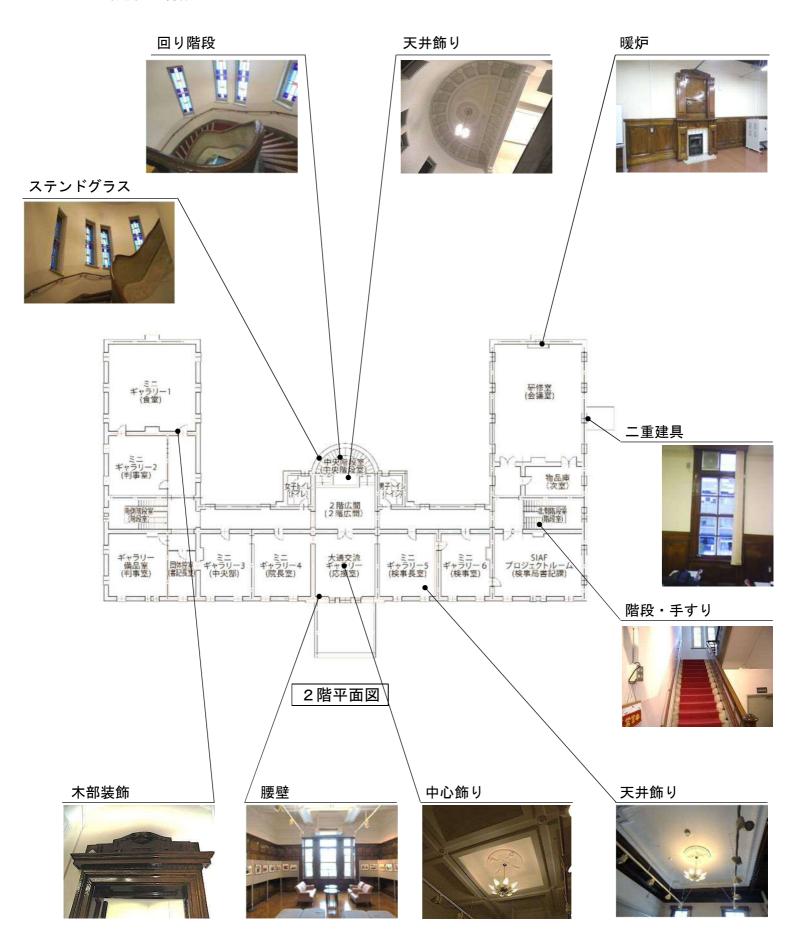




<内観意匠の特徴(1)>



<内観意匠の特徴(2)>



<敷地の概要>

【前庭】

- ・正門の門柱は軟石でつくられており、車寄せまでのアプローチはインターロッキングブロック舗装である。ポーチ正面にはイチイの刈込があり、その周囲には花壇が設置されている。そのほかの部分は芝生とイチイ、ライラック、アジサイ等が植栽されている。
- ・札幌市市街地で利用できるレンタサイクル「ポロクル」のポート(専用駐輪場)が設置されている。

【裏庭】

- ・現在の建物の後方には、逆U字型に木造の訴訟関係人諸室が接続されていたが、昭和48年(1973年) に札幌市に移管された際、取り壊された。昭和51年(1976年)に札幌商工会議所の呼びかけで、周 辺の小学校から高木が持ち寄られ、生徒の手で植樹された。
- ・「カッコウの森」と呼ばれる裏庭には、円形の園路と放射状に延びる園路、ベンチ、水飲みなどが設置されている。樹木はイチイやブンゲンストウヒなどの針葉樹とエゾヤマザクラやハルニレなどの広葉樹が植栽され、豊かな緑陰が形成されるとともに、都心部における生物の生息空間となっている。

市民の憩いの場や 子どもの遊び場などに利 用される広場

ベンチが設置されている

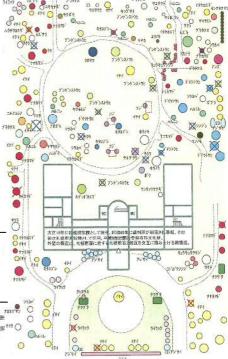


豊かな緑陰が形成 されている

車寄せは創建当時の形状 が維持されている

登別中硬石や札幌軟石が 使用された門柱や外周柵

大通公園の軸線上の象徴 的なアイストップ



樹木配置図

空中写真(出典:札幌市)



前庭の様子



ポロクルポート



裏庭のベンチ



裏庭から資料館を望む

2. 沿革•経緯

神。	ハード面に係る事項	機能面等に係る事項	所管等
◆札幌控訴院(後の札幌高等裁判所)として、設計は司法省会計課、工事は部分請負形式 で大正 11 (1922)年に着エし、大正 15 (1926)年に竣工。 ※全国で8か所建設された控訴院のうち、現存するのは札幌と名古屋のみ。	▼大正 15 (1926) 年 札幌控訴院として竣工	大正 10 年 函館から札幌に控訴院が移転(札幌地方裁判所庁舎の一部を仮庁舎とした)収取 22 年 (裁判所法・がや付され、料 観高等	▼大正15年 司法省(国) による所管
◆昭和 48 (1973) 年に、裁判所の移転に伴い取り壊しの運命にあったが、建物の保存を求める声もあったことから、札幌市が土地・建物を引き継ぎ(国有地と市有地を交換)、木造部分を取り壊し、「札幌市資料館」として開館。 ◆開館当初は、札幌オリンピック関係の資料や札幌にゆかりのある文学関係の資料を展示し、以来、札幌の歴史や文化に関する資料等を展示。	▼昭和48 (1973) 年 木造部分を取り壊し札幌市資料館として開館 昭和49 (1974) 年:屋根総張替え工事 昭和55 (1980) 年: 外部木製建具改修など 昭和61 (1986) 年:屋根塗装工事	・ 品格 22 中・ 38年1月12月 カンストラス42、 もの時間を 教判所に名称を変更 ▼昭和 48 年 裁判所合同庁舎の完成に伴い、札幌高等、地方、 簡易の三裁判所が移転し、札幌市資料館となる。 計幅の豚中やカルド間十ス終料金を展示	▼昭和 48 年 国から札幌 市へ土地・建物を移管し、 「文化資料室庁舎」として 札幌市による直営管理
◆平成7 (1995) 年、1 回目大規模リニューアルを行ない、ミニギャラリーや「おおば比 呂司記念室」を設置。◆平成9 (1997) 年には、建物の歴史的価値が認められ、北海道第1号の国の登録有形文 化財に登録された。	▼平成7 (1995) 年1 回目の大規模リニューアル▼平成9 (1997) 年 同の窓会を立立った申して終金	心能の歴文でスにに関する具件寺を扱か。 ▼平成7年 おおば比呂司記念室、ミニギャラリー設置	
◆平成 15 (2003) 年の札幌市長選挙において、上田文維前市長の公約の一つに「資料館 の法廷復元と司法教育への活用」が掲げられ、当選後、平成 18 (2006) 年度に、法・司 法に関する施設整備を中心とした大規模リニューアルを実施し、控訴院時代の法廷を復 元した「刑事法廷展示室」のほか、「法と司法の展示室」、「街づくりの歴史展示室」、及 び「研修室」を設置した。	▼平成 18 (2006) 年 2回目の大規模リニューアル ▼平成 19 (2007) 年 札幌景観資産に指定	▼平成 18 年 控訴院時代の法廷を復元した「刑事法廷展示室」 を「法と司法の展示室」、「街づくりの歴史展示 会」「「五&会」 & ⇒ ⇒ 等	▼平成 18 年 8 月 指定管理者制度を導入 (1 期目: H18-21、2 期目: H22-25、3 期目: H26-29)
◆平成 23 (2011) 年には、中央若者活動センターの閉館に伴い、同センター内に設置していた「遠友夜学校記念室」を資料館 2 階の「情職室」に移設した。	▼平成 20 (2008) 年度 階段昇降機の設置 札幌市資料館施設保全計画に係る調査の実施	±」「如同主」。なに関する資料の収集・保存、 札史編纂、郷土史相談等を行っていた文化資料 室機能が旧豊水小学校校舎に移転。	
 ◆平成 24 (2012) 年 3 月に、平成 23 (2011) 年に行った耐震診断調査(建築部実施)の結果、構造耐震判定指標のうちの一つである Is 値が、必要とされる 0.6 を満足できず、最も脆弱な箇所で 0.18 という結果が判明。 ◆平成 26 (2014) 年 3 月、1 階の「法と司法の展示室」及び「街づくりの歴史展示室」の展示終了。4 月から施設の所管が教育委員会から観光文化局へ替わる。7 月より開催した 	▼平成 23 (2011) 年度 札幌市資料館 耐震診断の実施 (構造体耐震 診断・非構造部材耐震診断・設備耐震診断)◆構造耐震診断判定指標のうち Is 値が満足し ないと判明。	▼平成23年 中央岩者活動センターの閉館に伴い「遠友夜学校記念室」を資料館2階の「情報室」に移設。(平成26年7月に閉室)	▼平成 26 年 教育委員会から観光文化
札幌国際芸術祭 2014 の会場の一つとして利用。アイデアコンペでは、国内外から 131 点の資料館活用のアイデアが集まる。 ◆ 平成 27 (2015) 年 4 月には、次回の札幌国際芸術祭 (SIAF) の開催に向けた新たな 活動拠点とするために、1階「旧街づくりの歴史展示室」と2階「旧遠友夜学校記念	▼平成 26 (2014) 年度 札幌市資料館構造図等作成業務の実施 ▼平成 26 (2014) 年 村曜国際芸術怒 2014 の会見として利田	▼平成 26 年、札幌国際芸術祭 2014 の会場の一 のとして、インフォメーションセンター、カフェ、サロンの設置や、イベントを開催。 裏庭で も子どもの遊びをテーマとしたインスタレー ションを実施。	局に移管
室」を、それぞれ「SIAF ラウンジ」と「SIAF プロジェクトルーム」として活用している。また、1 階「旧法と司法の展示室」を「まちの歴史展示室」としてオープンした。	Tubusan	▼平成 27 年より、次回の札幌国際芸術祭 (SIAF) の開催に向けて、「SIAF ラウンジ」SIAF プロジェクトルーム」を拠点として活動を継続。	

3. 利用状況と施設の課題

(1) 現在の利用状況

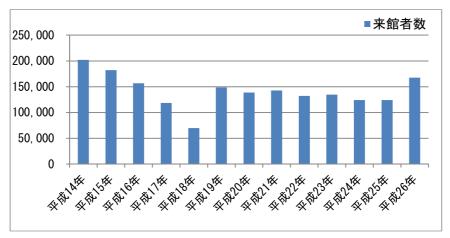
<公開状況>

○開館時間:9時00分~19時00分(月曜・年末年始休館)

※昭和48年(1973年)より一般公開開始。

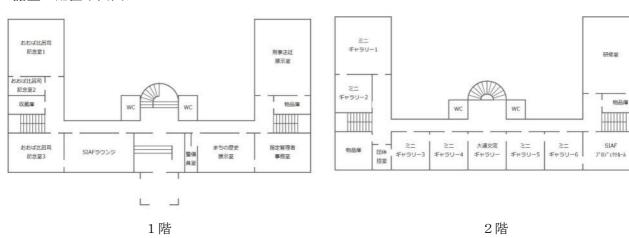
〇入場料:無料

<来館者数の推移>



出典: 札幌市統計書(札幌市市長政策室政策企画部)

<諸室の配置平面図>



<諸室の利用状況>

【1階】

〇おおば比呂司記念室

札幌出身の画家・漫画家おおば比呂司氏の作品、アトリエの再現が展示されている。

OSIAF ラウンジ

平成26年(2014年)に開催された札幌国際芸術祭(SIAF)の関連資料や書籍が閲覧できるライブラリーを兼ね備えたインフォメーションセンターとして、芸術祭にまつわる情報の他、芸術文化に関する様々な情報を共有、発信するスペース。

SIAF をはじめ芸術文化に関心のある人々が集う交流の場として機能していくことを目指している。

〇まちの歴史展示室

常設展として札幌のまちの歴史や文化、自然をパネルや実物、模型などで展示している。

〇刑事法廷展示室

控訴院時代の雰囲気を感じさせる法廷を復元している。模擬裁判に活用するなど、司法教育実践の場としての役割を担っている。判事席等の配置を変えることで控訴院時代、現在、裁判員制度での刑事法廷を再現することができる。

【2階】

〇大通交流ギャラリー

旧応接室を四季折々の大通公園の眺望が楽しめるよう展望室として開放している。

OSIAF プロジェクトルーム

次回の札幌国際芸術祭に向けてさまざまな活動を実践するスペースで、 ワークショップやレクチャーなど、ものづくりや学びの場として機能しており、活動の成果をお披露目する展示空間としても活用されている。

○ミニギャラリー1~6

6つの貸しギャラリーを開設し、美術作品などの発表の場として広く利用 されている。

ミニギャラリー	工生	面積 利用料金/日		(%)
ミーキャブリー	山惧	利用科金/口	H25 年度	H26 年度
ミニギャラリー 1	83 m ²	4, 900 円	96. 1	98. 1
ミニギャラリー2	38 m²	2,300円	98. 0	90. 7
ミニギャラリー3	35 m ²	2, 100 円	96. 4	94. 5
ミニギャラリー4	37 m ²	2, 200 円	96. 1	94. 5
ミニギャラリー5	37 m ²	2, 200 円	95.8	92. 3
ミニギャラリー6	35 m ²	2, 100 円	91. 9	94. 5

〇研修室

会議・集会・研修などに利用できる。プロジェクターなどの映像・音響 機器も利用することができる。



おおば比呂司記念室



SIAF ラウンジ



まちの歴史展示室



刑事法廷展示室



大通交流ギャラリー



ミニギャラリー



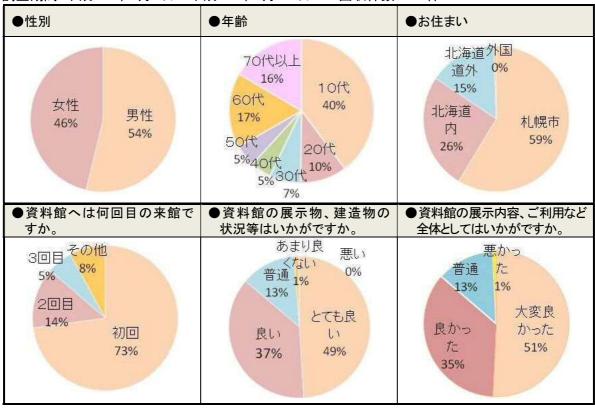
研修室

12.	7 T T T T T T T T T T T T T T T T T T T									
	研修室	五往	単位	甘士业人	稼働率	(%)				
	- 切修主	面積	半 世	基本料金	H25 年度	H26 年度				
		110	午前 (09:00~12:00)	3, 400 円						
	研修室	110 ㎡ 63 席	午後(13:00~17:00)	4, 500 円	44. 1	51. 1				
		03 冼	全日(09:00~17:0b)	7, 900 円						

(2) 来館者アンケート結果

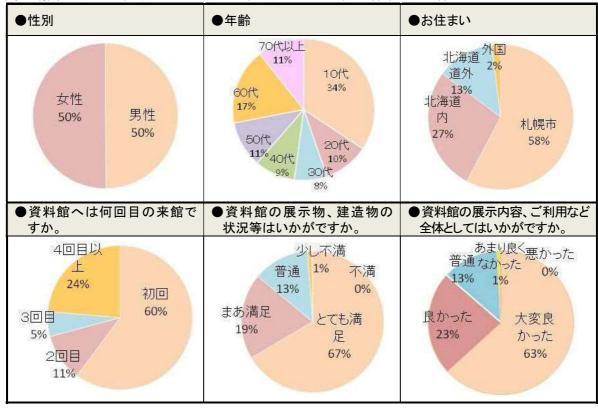
【平成 25 年度】

調査期間: 平成 25 年4月1日~平成 26 年3月 31 日 回収件数: 584 件



【平成 26 年度】

調査期間:平成 26 年4月1日~平成 27 年3月 31 日 回収件数: 1329 件



【自由意見結果の概要】 調査期間:平成25年4月~平成27年9月

カイレベ	 ◆ボランティアガイドさんの説明が良い・親切(意見多数)・ボランティアの方の熱心な説明に満足しました。ガイドさんが詳しく説明してくれて良かった。分かりやすかった。カイドさんの案内も親しみがありとても楽しめました。 カメイドさんの案内も親しみがありとても楽しめました。 カフェ・軽食機能) ・サウンジで放りがあるところが良い。カフェが出来て良かった。 事時が数めると度利(株かるところが良い。カフェが出来て良かった。 ラウンジで放りが数かが後しかった。 ラウンジで放りがあると便利(ギャラリー展をしていると食事に出られないため) ラウンジでのドリンクメニューを増やしてほしい。 ランチもできるとしたと思います。 こをティールームにして活用すると、集客につながるのではと思います。 こをティールームにして活用すると、集客につながるのではと思います。 いまりました。 カフェットだと思います。 前内に売店を設置してほしいです。 ・カエ・ました。 ・カエ・とらいたい。 ・赤店を設置してほしいです。 ・赤店を設置してほしいです。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	□ はないない。 ひっとかいまった。 かっと PR してもいいのでは?。 たまたま通りかかって入りました。 もっと PR してもいいのでは? しっと PR してもいいのでは? しっと PR してもいいのでは? しょっと PR してもいいのでは。 日本の 原々をして本が傾の事に関いたことはないので、 もっとし直伝をして本があまり知られていないと思います。 歴史ある建物なのは、 もっと一般市民が島であるのではないでしょう。 ・もっと一般市民が島であるのではないでしょう。 ・もっと一般市民が島であるのではないと思います。 「東京全の Fで A を A 事 事 本 E こうがありました。 まれいすぎて歴史を感じるのが困難でした。 まれいすぎて歴史を感じるのが困難でした。 まれいすぎて歴史を感じるのが困難でした。 まれいすぎて歴史を感じるのが困難でした。 この様な歴史的な建物を無料で見学できるのはとても嬉しく思います。 この様な歴史的な建物を無料で見学できるのはとても嬉しく思います。 この様な歴史的な建物を無料で見がました。 この様な歴史的な建物を無料でした。 この様な歴史のたや地では出います。 この様な歴史的な建物を無料でしたのがありました。 たれいすぎては非特徴が大変では?200円、300円でも出しても良いと思います。 人館料金で貸部屋をしてくれているのはありがたい。
恒	 トイレについて(意見多数) (狭い・少ない) ・※すぎて入りにくかった。 ・※すぎて入りにくかった。 ・※すぎて入りにくからし来い様に思われます。高齢者は使いにくい。 ・構機裁判で利用しましたが、トレイの数が少ない様に思います。 ・女性用トイレの数が足りない。女性用トイレを増やしてほしい。 ・びまえですがあると良い。トイレを増やしてほしい。 ・すべば可があると良い。トイレな増やしてほしい。 ・すべばれ右に荷物があると良い。トイレは全部水洗にしてほしい。 ・すべばれ右に荷物が多いのでドア真に植物掛けのフックがほしい。 ・すれたまですがあると良い。トイレは全部水洗にしてほしい。 ・ナイレにエアータイプのトイレを増やしてほしい。 ・オイの服用・インが暗くて怖かった。 ・女性用トイレが暗くて怖かった。 ・オイの服明がもう少し明るいと嬉しいです。 ・トイの服明がもう少し明るいと嬉しいです。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(飲水機) ・ 給水器を設置して欲しい。 ウォーター・クーラー (飲水機) を設置すれて、より快適に過ごせると思います。 (その他) ・ 会議用に無線 L A N導入を検討して下さい。 ワイヤレスマイクの音声が他の会場と重なる時がある・ 事性の遊び場がほしい。
	◆歴史的な建物としての評価について(意見多数) ・古い歴史ある建物を保存、活用していることが札幌の街の魅力となっている。 ・ついる。 ・ついる。 ・ついる。 ・ついる。 ・ついる。 ・しいる。 ・しないる。 ・しないる。 ・しないる。 ・しないないないでします。 ・ は場が皮質性をしている。 ・ たしながあっとがれ、 ・ とても良いです。 ・ 大正感があってとても素敵でした。 ・ 大正感があってとても素敵でした。 ・ 大正感があってとても素敵でした。 ・ 大理療法が面白いです。 ・ 外観がとても「中で大好きになりました ・ 保護の部位について)。 ・ 保護の部位について)。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	のしいことです。 の古い機物が有効に活用されているのは大変良いことだと思います。 にの古い機物の維持管理は大変だと思われます。 外観、内部を目で楽しみ、 市い権物の維持管理は大変だと思われます。 外観、内部を目で楽しみ、 ・ 市は他の歴史や各種催しを楽しなる素貌な場所だと思います。 ・ 市場の歴史でも信催しを楽しなる素貌な場所だと思います。 ・ 市場の歴史でもよった保存され、市民の注製育に活用されていること に深く感銘しました。 ・ ・ ・ ・ エレベーター化) ・ ・ ・ ・ エレベーター化) ・ ・ ・ ・ ・ エレベーター化) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ エレベーター化) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

(3)管理者ヒアリング結果

〇ハード面での課題・要望等

- ・研修室をコンサートなどで利用する際、テーブルを収納するスペースが足りない。
- ・ボイラーの付替えも改修のタイミングで行いたい。いつ壊れてもおかしくない状態。古いものなので、 部品も手に入りにくく、修理も大変。
- ・屋根や外壁の改修も足場の設置などで、費用がかかるため、改修と同時に行いたい。
- ・ミニギャラリーの利用率は、いずれも9割を超えていることを考えると、もう1~2室あっても良い のではないか。
- ・展示環境について、照明の数を増やしてほしいや冷房を設置して欲しいなどの意見がある。要望に対しては、歴史的建造物であることや低料金での貸し出しであることを説明している。

〇ミニギャラリーが人気である要因

- ・広さが適度であること。公共施設の料金は平米数で設定されているため、適度な大きさで料金が抑えられている。
- ・歴史的建造物の中で展示ができるということ。
- 二つのミニギャラリーをつないで利用できること。
- ・天井が高いので開放的な雰囲気であること。
- ・利用者は個人やサークルなどで、プロの作家の作品ではないものが多いため、気軽に借りられること。

(4) 現状の課題や要望

〇耐震診断(平成23年度実施)の結果より

・耐震性能の確保が必要となっている。

〇利用者アンケート・管理者ヒアリングより

- ・収納倉庫などが現状で手狭となっている。
- ・バリアフリーへの対応・ユニバーサルデザイン化が求められている。
- ・設備(トイレ・ボイラー他)の更新・機能性の向上・環境性能の確保が求められている。
- ・公共施設としての性能確保のため、最低限の駐車場、授乳室などの整備。

○現況調査(H27年度実施)より

・老朽・不具合箇所の修理が必要な箇所が見受けられる。



木製窓枠の腐朽



造作部分のずれ



漆喰塗りのはがれ



漆喰塗りのひび

Ⅲ 札幌市資料館の価値

1. 歴史的価値

- ①明治・大正期の建築技術を牽引していた司法省による設計、施工である。
- ・設計は司法省営繕課で、設計担当者は浜野三郎とみられる。当時の技師長は山下啓次郎である。実施 の細部設計は、技手森兵作、朝倉益也、森久太郎が担当した。
- ・工事は部分請負形式であった。
- ②全国で展開された司法省控訴院建築の充実期を飾る数少ない遺構である。
- ・全国8ヵ所(うち高松控訴院は昭和20年(1945年)設置)で建築された控訴院のうち、現存するのは大正11年(1922年)竣工の名古屋控訴院と本建物の2ヶ所のみであり、控訴院建築充実期の最後を飾る建築である。

2. 建築的価値

- ①外観意匠が優れている。(外観意匠)
- ・本建物の外観は、比較的抑制されたルネサンス風の姿であるが、中央の正面玄関車寄せまわりや中央 および左右の屋根破風飾りに装飾的要素をみせている。
- ・正面車寄せの女神彫刻や中央のレタリングには、大正期モダニズムの息吹を読み取ることができる。
- ・左右の破風は、背後の翼棟の存在を暗示するとともに、破風下軒の3ヵ 所の玉飾り、2階2連窓、1階の櫛型欄間を有する両開き窓、床下換気 口と、意識的に垂直方向のデザインを強調することで、平坦な正面意匠 を引き締める意匠の配慮がみられる。
- ・上下の桝形レリーフにより水平ラインが強調された外観となっている。



正面車寄せの意匠

②二重建具が採用されている。(建築環境・技術)

・外側が両開き窓、内側が上げ下げ窓で、二重建具による寒気侵入対策が施されており、当時では、かなり進歩的な作りといえる。



垂直・水平ラインが 強調されている

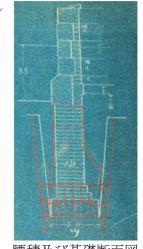


上下の桝形レリーフ



二重建具

- ③司法省建築の中で、現存する唯一の石造建築であり、かつ組積造から鉄筋コンクリート構造への構造の流れを示す好事例の一つである。(構造・工法)
- ・外見は石造であるが、壁体は、外側を札幌軟石、内側をれんが積みとし、 2階床版を鉄筋コンクリートとする混構造形式を採用している。
- ・組積造から鉄筋コンクリート構造への移行期を確認できる建築であり、基 礎部分は、石造、レンガ造からコンクリート造へと設計変更されている状 況が確認できるうえで貴重である。
- ④札幌の建築を特徴づける材料のひとつであり札幌軟石を使用した市内で 最大の建築であり、軟石造建築の代表格である。(材料・技術)
- ・本建築に関わった建設業者として、中央部最上階の柱に打ち付けられていたという棟札によると、請負人は、札幌電気軌道株式会社谷口徳三郎、畑中秀治郎、棟梁小野徳太郎、石工小林又市、煉瓦工館脇善次郎、笹川勘三



腰積及び基礎断面図 (赤線で基礎がコンクリー トに設計変更されている)

郎、土工田辺三代松らの名前が残る。いずれも当時の札幌の代表的な技術者達と推察され、当時の技術を技能を伝える建築としての価値も有している。

⑤創建時の内部意匠をよく維持している。(内部意匠)

- ・平成7年(1995年)に旧民事法廷をおおば比呂司記念室に、2階主要室をミニギャラリーに改修するなどの整備が実施され、また平成18年(2006年)にも内装改修工事が実施されているが、いずれも創建時からの内部意匠を傷つけない配慮がなされている。
- ・特徴的な回り階段室、大通交流ギャラリー(旧応接室)ほか旧検事室、旧 検事長室、旧院長室など主要室の重厚な装飾や内部意匠、開口意匠、開口 部周りの建具なども旧態をよく維持しており、容易に控訴院当時の姿に復 することが可能である。





周り階段室

⑥時代背景を伝える建築材の転換期を特徴的に確認できる。(建築材料)

・格の高い部屋の内壁面(鏡板)部分に合板が使用されているとともに、建築材料(無垢板材の内装仕 様からベニヤ合板の内装材仕様へ)の転換期を特徴的に確認できる。



重厚な内部意匠 大通交流ギャラリー(旧応接室)



中心飾り

- ⑦階段意匠、技法ともに優れている。(技術)
- ・人造石研ぎ出し階段と鍛金手すりは、伝統工法ともいうべき「左官技術 (人造石研ぎ出し、鍛金)」で大変貴重である。
- ・第二次世界大戦時に金属類を供出し、手すり子が半分に改修されている。

人造石研ぎ出し階段と 鍛金手すり

3. 環境的価値

- ①大通公園になくてはならない景観として、広く市民に親しまれている。
- ・大通公園の西端に位置し、同公園の西端を引き締める景観として、また 札幌の都市景観に風格を添える貴重な資産であると同時に、長年市民に 広く親しまれてきた建築である。
- ②市民の貴重なオアシス空間としての緑地となっている。
- ・西側背後に接続されていた訴訟関係人所室は撤去され園地となっているが、緑多き園地として常時市民に利用されており、本建築とあわせて市民の貴重なオアシスとして位置づけられる。



登別中硬石が使用された門柱

- ・ 裏庭は、カッコウの森と呼ばれ、札幌市に移管された際に、周辺の小学校から高木が持ち寄られ生徒 の手で植樹された。
- ③外構は創建時の様子が維持されており、門柱や外周柵は地域性のある材料が使用されている。
- ・正面車寄せや門柱位置などは、創建当時の様子を維持しており、門柱や外周柵は登別中硬石や札幌硬石を使用した地域性のあるものになっている。

4. 活用価値

- ①市民の憩いの場として利用されている。
- ・ 裏庭は周辺オフィスの会社員や学校関係者の安らぎの場や近隣の保 育園の遊び場など、幅広い世代の憩いの場として利用されている。
- ・冬季は、子どもたちの雪遊びの場となっている。



裏庭の様子

②日常的な利用が多い

- ・ミニギャラリーや研修室は、写真、絵画の展示のみならず、小物の展示やワークショップなどに利用されている。
- ・特にミニギャラリーは歴史的建造物内で展示できることや天井が高く開放的であること、気軽に利用できることなどが人気の理由で、利用率は9割を超えている。
- ・近隣住民の日常的な利用もある。

③観光利用がある。

- ・さっぽろ雪まつりの開催期間には、開館時間の延長などを行っている。また、観光タクシーを利用した来館者もみられる。
- ④小中学生の学習の場になっている。
- ・札幌市内の小中学校を中心に課外授業などで利用されている。
- ・夏休みや冬休みには、自由研究のために訪れる小学生もみられる。

Ⅳ 保存活用の基本方針

1. 保存活用の方向性

札幌市資料館の保存活用の方向性は、上位関連計画から次の4つに整理される。

<総合計画>

【札幌市まちづくり戦略ビジョン】

○魅力あるまちづくりと観光振興の一体的推進→札幌らしい新たな都市観光を創造します

<中期実施計画>

札幌市まちづくり戦略ビジョン アクションプラン 2015



<個別計画>

札幌市文化芸術基本計画

札幌市観光まちづくりプラン





<総合戦略> さっぽろ未来創生プラン

アクションプラン 2015

札幌市まちづくり戦略ビジョン)

・魅力あるまちづくりと 観光振興の一体的推進

札幌市文化芸術基本計画

- ・文化遺産を大切に 保存しまちづくりに 積極的に活用
- さっぽろ未来創生プラン
- 歴史的な文化遺産 の有効活用
- · 文化芸術活動の充実

札幌市観光まちづくりプラン

- ・観光都市にふさわしい **都心のまちづくり**
- ・観光資源の魅力アップ

- ・札幌らしい **新たな都市観光**の創造
- ・文化と観光の両面から 維持・活用
- ・札幌の**文化芸術の** 振興に寄与
- 芸術祭に対する理解促進
- · 都心のさらなる魅力向上
- ・魅力資源を活用した 歴史・文化観光

アクションプラン2015

保存活用の方向性札幌市資料館の

札幌国際芸 術祭の拠点 として活用 札幌市資料 館の価値の 保存と継承 文化・観光の 両面からの 維持・活用 都心の魅力 を高める 都市空間の 形成

札幌市資料館を、札幌国際芸術祭の拠点として活用し芸術祭に対する理解促進を図ることで、 札幌らしい新たな都市観光の創造と札幌の文化芸術の振興に寄与する。

→①札幌国際芸術祭の拠点として活用し、芸術祭に対する理解促進を図る

札幌の文化遺産を大切に保存・継承し、まちづくりに積極的に活用することで、次の世代に 橋渡しをする。

→②札幌市資料館の価値を保存・継承し、まちづくりに活用する

歴史的な文化遺産などの魅力的資源を有効活用し、歴史・文化観光を創出するとともに、文化芸術活動の充実を図る。

→③札幌市資料館の文化・観光の両面からの魅力を維持・活用し、歴史・文化観光の振興 と文化芸術活動の充実を図る

都心のさらなる魅力向上を図るため、既往の観光資源を生かした魅力アップを図る。

→④都心の魅力をさらに高める都市空間を形成する

2. 保存の考え方

<文化財としての位置付け>

外観はもとより内観や当時の建築技術を伝える価値の高い「重要な文化財」として位置付けられる。 現在は国の登録有形文化財だが、将来的に札幌市の指定文化財や国の重要文化財に成り得る可能性を有 することを考慮できる。

<保存の考え方>

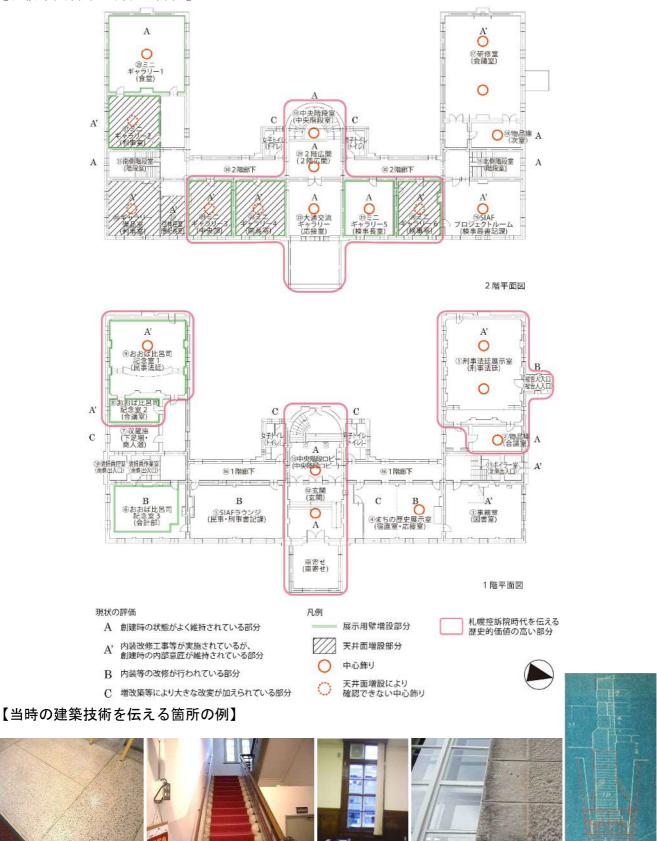
- ○創建時の意匠・構造形式を保持している箇所はもとより、昭和 48 年 (1973 年) の札幌市移管時から 平成 18 年 (2006 年) の大規模リニューアル時の状態を含め、原則現状保存とすることとし、補修・ 改修が必要な箇所については、将来的に創建時へ復原できる可能性を残しながら補修・改修を行うべきである。補修・改修・再現にかかる改修の履歴は記録・保存すべきである。
- ○建物の維持および利活用を想定した安全性確保のための耐震改修および適正な維持管理が必要である。
- ○歴史的建造物ならではの環境性能(温熱環境)の改善を行い、活用価値を高めることが考えられる。
- ○環境的価値、活用価値の高い、前庭・裏庭なども含めた周辺環境との一体的な保全・活用を行うべきである。

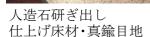
<建築的価値保存の考え方>

外観の保存を最優先とすべきである。内観については、平面構成の保存でよいと考えられる。ただし、 可能な限りオリジナルの部材を残すべきである。

- ○外観を優先的に保存
 - ・四方の見え方、意匠を保存すべき。
 - ・材料自体を原則保存すべき。(老朽等により性能確保が難しい場合は新規材での再現も含め検討)
- ○内観は可能な限り保存
 - ・平面構成は原則保存すべき。
 - ・特に建築的価値の高い居室は、優先的に空間・意匠を保存すべき。
 - ・可能な限り、オリジナル部材の活用に努めるべきである。
- ○当時の建築技術を伝える箇所は保存
 - ・2 重建具(木製窓)、石材の仕上げ加工面、構造技術の時代の流れを示す組積造と鉄筋コンクリー ト造の混構造形式など

【札幌市資料館の現状の評価】





人造石研ぎ出し階段 ・鍛金手すり

二重建具

石材の仕上げ加工

組積造と鉄筋コンク リート造の混構造

3. 活用の考え方

(1) 札幌市資料館の活用の方針

札幌市資料館の保存活用の方向性を受け、今後、札幌資料館は、札幌控訴院時代の歴史、札幌市資料館として活用され親しまれてきた経緯、そして、札幌国際芸術際の拠点として活用していくといった未来が折り重なることで新たな価値を生み出し、札幌の創造性あふれる文化芸術・歴史・歴史的建造物・札幌らしい都市文化・ライフスタイル・都心の魅力による誘客とさらなる魅力創造・発信に寄与する施設として活用していくこととし、以下の4つを活用の方針として整理する。

① 文化・観光面からの現状機能の維持・継続・機能の向上を図る

- ・左右対称の重量感や大正モダニズムを感じるデザインが魅力的な建物であり市民に親しまれていることや、歴史を感じる魅力的な空間として人気の高いミニギャラリー、おおば比呂司記念室など、文化 財を市民が身近に活用できることが高く評価されている。
- ・そのため、現状の文化・観光面からみた札幌市資料館の魅力を維持活用するため、現状機能は維持・ 継続・機能の向上を図る。
 - 一札幌の歴史や文化を伝えるまちの歴史展示室や控訴院時代の様子を伝える刑事法廷展示室、ミニギャラリーや研修室などの市民に親しまれ利用されている現状機能は、維持・継続や更なる機能向上を図る。
 - 一札幌市資料館の価値や歴史展示機能は更なる機能向上を図る。
 - ー観光振興の一体的推進の拠点として、周辺の観光・文化施設等との連携や一体的な魅力発信を する。

②札幌国際芸術祭の拠点として情報発信・交流・誘客機能の強化を図る

・札幌国際芸術祭に対する理解促進のための拠点として、現代アートを中心とした多様な芸術表現の発 信の場や市民交流の場など、情報発信機能、市民交流機能、誘客機能の向上を図る。



- -アーカイブ・図書スペース、現代アートの制作・展示を通して、現代アートを中心とした多様 な芸術表現を発信する。
- -SIAF ラウンジや、SIAF プロジェクトルームなどの市民の交流を促進する場やカフェ、ショップスペースなどで、市民交流につながる事業の展開を図る。
- 札幌国際芸術祭の間の期間をつなぐ求心力のあるアート作品を展示するなど、市民や観光客が 訪れたくなるような場とする。

③市民や観光客を惹きつけるシンボル・憩い機能の強化を図る

・大通公園の軸線上のランドマークとして、市民や観光客を惹きつけるシンボルとなるような都市空間 の形成や、都心の憩いの空間として市民や観光客が快適に過ごせる環境を創造する。



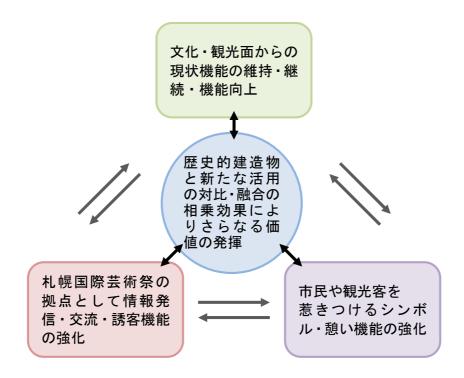
- -都心の魅力を高めるために、大通公園の西端のランドマーク、アイストップとして魅力の維持・ 向上を図る。
- -都心の憩いの空間として、市民や観光客が快適に過ごせる環境の創造や屋外(裏庭)との一体的な空間の整備を図る。

④歴史的建造物と新たな活用の対比・融合の相乗効果によりさらなる価値を発揮する

・歴史的建造物と現代アート等の新しいものの対比・融合や相乗効果を鑑みた活用を図る。



- 歴史的建造物と現代アートが対比・融合することにより互いに価値を高め合う演出効果。
- ーミニギャラリー利用者や市民・観光客が現代アートに触れ、興味を持つきっかけとなる機会を 創出する。

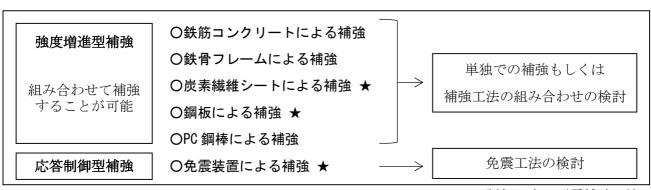


V 保存活用に係る整備の方向性

1. 既存棟の改修

- ○建物の維持及び利活用を想定した安全性能の確保のため、耐震改修を実施する。耐震改修は、建築的 価値の保存を優先的に考え行う必要がある。
- ○耐震補強工法は、鉄筋コンクリートによる補強、鉄骨フレームによる補強、炭素繊維シートによる補強、鋼板による補強、PC 鋼棒による補強、免震装置による補強が想定されるが、今後の検討の可能性と建築的価値の保存及び実現性を踏まえると、炭素繊維シートによる補強、鋼板による補強、免震装置による補強の3つの工法の評価が高い。

しかしながら、鉄骨フレームによる補強、PC 鋼棒による補強についても、現時点で選択肢から外してしまうことは選択肢の幅を狭めてしまい、好ましくないと考える。また、鉄骨フレームによる補強、炭素繊維シートによる補強、鋼板による補強、PC 鋼棒による補強の4つの補強工法は、ともに建物の強度を向上させることで補強を図る工法であり、適材適所で組み合わせることが可能であるため、これらの工法を保存やコストパフォーマンス等の観点から良い組み合わせを検討する必要がある。

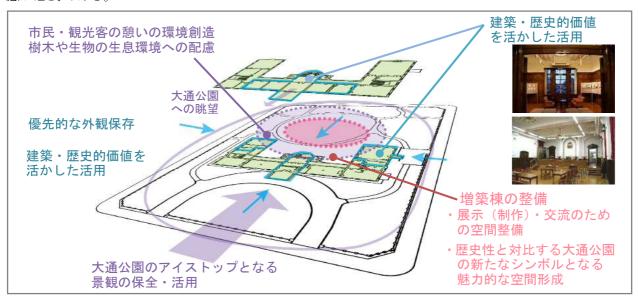


★:評価の高い耐震補強工法

- ○老朽箇所や空調、衛生設備の補修・更新を行う必要がある。
- ○大正期の歴史的建造物ならではの採光、蓄熱、換気性能を生かしながら、断熱性、気密性の改善を図り、温熱環境の改善を検討すべきである。
- ○現代アート等の多様な展示方法に対応した展示設備を検討すべきである。
- ○建築・環境設備と展示設備の展開を一体化の検討が考えられる。

2. 増築棟の整備

- ○既存棟では確保困難なまとまりのある展示(制作)・交流のための空間(展示空間)の確保や、エレベーターの導入による既存棟を含めた施設全体のユニバーサルデザイン化を図り札幌市資料館の安全性・利便性の向上と新たな魅力を付加することを目的に、増築棟の整備が考えられる。
- ○大通公園の端部のアイストップやシンボルとなっている既存棟正面の景観や札幌市資料館からの大 通公園への眺望、創建当時の姿を伝える前庭を保存するため、増築棟は裏庭に整備すべきである。
- ○増築棟の整備にあたっては、歴史的建造物と新たな空間が対比・融合することによる相乗効果を発揮 させるとともに、増築棟の建物自体にも価値があり、大事に残されていくような、札幌市資料館に新 たな価値を生み出すシンボル空間としてデザインすることが必要である。
- ○現状で不足している諸室や機能の向上が求められているトイレについては、既存棟と一体的にゾーニングを検討し、必要に応じて増築棟で確保することが考えられる。
- ○エレベーターや階段、トイレ、風除室などの共用スペースや倉庫(備品庫)、まとまりのある展示(制作)・交流のための空間(展示空間)など求められる所要室の規模から、増築棟の建築面積は400 ㎡ 程度が想定される。
- ○増築にあたっては、樹木や生物が生息する裏庭の環境的価値を可能な限り維持させていくことにも配 慮が必要である。

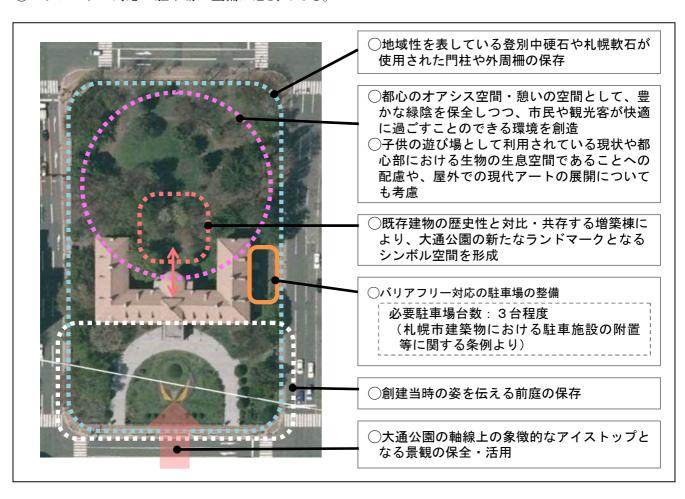


【増築棟の規模イメージ】

所要室∙設備	規模・スペックなど	備考(豊平館付属棟の計画等を参考)
エレベーター	1基	20 m² (各階)
階段	1系統	25 m² (各階)
トイレ	トータルで	40 m² (各階)
	・男子:小4個、大4個、手洗3個	
	・女子:5個、手洗:4個	
	・多目的:1個	
	(劇場のトイレの適正器具数の算定基準において、	
	利用人員を 100 人と想定した場合の数値を参考)	
倉庫(備品庫)	・机・椅子、展示用の什器などの収納	40 m² (各階)
風除室		15 ㎡(1ヶ所)
展示·制作空間	・天井の高い吹き抜けの空間	200∼300 m²
	(展示や制作・交流のためのギャラリーホール)	
	建築面積合計 26	400 ㎡程度
	延べ面積合計	525 ㎡程度

3. 周辺環境の整備

- ○誘客機能を持つ施設として、大通公園の軸線上の象徴的なアイストップとなる景観の保全・活用が必要である。
- ○車寄せなど創建当時の姿を伝える前庭と登別中硬石や札幌軟石が使用された門柱・外周柵を保存すべきである。
- ○裏庭は、都心のオアシス空間・憩いの空間として、豊かな緑陰を保全しつつ、既存建物や増築棟と一体的に考えながら、市民や観光客が快適に過ごすことのできる環境を創造することが必要である。また、子供の遊び場として利用されている現状や都心部における生物の生息空間であることへの配慮や、屋外での現代アートの展開についても検討が考えられる。
- ○バリアフリー対応の駐車場の整備が必要である。



4. 実現に向けた手法

札幌市資料館は、外観はもとより内観や当時の建築技術を伝える価値の高い、将来的に市の指定文化 財や国の重要文化財に成り得る可能性を有する「重要な文化財」であり、札幌市資料館の持つ建築的価値を保存するために、外観の保存を最優先とし、内観については平面構成の保存、可能な限りオリジナル部材を残すことが必要である。

一方で、今後更なる魅力ある施設として活用していくために、既存棟に接続された増築棟の整備が必要と考えられる。札幌市資料館は、準防火地域に立地しているため、現行の建築基準法に則ると「耐火建築物」が求められ、既存建物の木造トラス、木製建具などは耐火性能のあるものに置き換える必要があり、建築的価値の保存が困難となる。

そこで、既存建物の価値保存・影響軽減のため、耐震改修・増築は、安全性能を確保しつつ、建築基準法の適用を除外することを前提に検討すべきである。

VI 実施に向けての課題

◆管理運営について

リニューアル後、札幌市資料館の歴史的建造物としての価値保存を前提とした適正な維持管理、文化・観光施設としての魅力の向上、札幌国際芸術祭の拠点としての活用、都心の憩い空間としての活用といった複合的な役割を果たしつつ、それらが相互に関係し相乗効果をあげていくような、効率的かつ魅力ある管理運営に向けて、現状の体制を踏まえつつ、さらなる創意工夫の検討を行っていく必要がある。

◆市民参画について

今後、周辺住民や利用者、運営者、札幌国際芸術祭関係者をはじめとする様々な立場の市民の声を聞く場を設けながら、市民意見を計画に反映させていく必要がある。また、リニューアル後も、資料館が広く市民に愛され、利活用や管理運営にも市民参画を得られまるような、場や機会、仕組みの検討が必要である。

◆周辺エリアや札幌市全体の文化・観光施設との連携・マネジメントについて

周辺エリアの文化・観光施設との連携や、市内の歴史的建造物との連携などによる芸術文化振興、および、観光マネジメントの視点での取組を行っていく必要がある。

◆周辺まちづくりの動向との整合

現在見直し検討中の都心まちづくり計画や災害時の避難場所や備蓄場所の確保など、地域防災の考え方と連動した安心安全な地域づくりなど、周辺地域のまちづくりの動向と整合を図っていく必要がある。

◆詳細検討のための追加調査

今後、既存棟の改修や増築棟の詳細検討に向けた追加調査を行う必要がある。

◆施設名称の検討

「札幌市資料館(旧札幌控訴院)」の名称は、北海道では第1号に選定された、国の登録有形文化財の登録名称となっているが、現在の施設機能や利用実態をうまく表現していないため、施設名称の検討を行う必要がある。